



接続約款変更認可申請書

西設相制第12号
平成27年1月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかおおさかしちゅうおうくばんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 樹

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考	月額	
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 によ り伝 送を 行う 機能	ア~イ (略)	ウ 1 芯 式 の も の	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成26年4月1日から平成 27年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額	—
					② 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額	
					③ 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①C欄に規 定する料金 額	
		(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成26年4月1日から平成 27年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額			
			② 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額			
			③ 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規 定する料金 額			

区 分				単位	料金額	備考	月額	
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 によ り伝 送を 行う 機能	ア~イ (略)	ウ 1 芯 式 の も の	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額	—
					② 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額	
				(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額	
		② 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに		第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額			

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額		
		エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,108円
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,062円
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)
	(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	(7) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,291円		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,244円		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(4)~ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) 端 末回線 伝送機 能(第	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 端末回線により伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,858円			

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金			1回線ごとに		(略)
		(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの			(7) 保守の 区別がタイプ1-2のもの		① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに			(略)
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	6,562円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)		
		(4)~ (4)-2 (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(5) 端 末回線 伝送機 能(第	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ 端末回線により伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,310円		

5条 (標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	(1.536 Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,858円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

5条 (標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	(1.536 Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,310円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
			B 平成28年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)

			③ ① ② 以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

			③ ① ② 以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,281円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

			③ ① ② 以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円	—		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円			
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円			
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円			

			③ ① ② 以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,281円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円	—		
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円			
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円			
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円			

		(ウ) (ア)以外 のもの	① 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,929円	
			② 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,857円	
(7) (略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に限 ります。)及び端末回線により伝 送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	5,359円		
		6Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	6,799円		
		9Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	7,339円		
		12Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	7,879円		
		15Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,419円		
		18Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,959円		
		21Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	9,499円		
		24Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,039円		
		27Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,579円		
		30Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,164円		
		33Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,704円		
		36Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,244円		
		39Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,784円		
42Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,324円				

		(ウ) (ア)以外 のもの	① 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,031円	
			② 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,850円	
(7) (略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に限 ります。)及び端末回線により伝 送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	6,194円		
		6Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,023円		
		9Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,731円		
		12Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	9,380円		
		15Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,029円		
		18Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,737円		
		21Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,386円		
		24Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,035円		
		27Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,743円		
		30Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,392円		
		33Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,100円		
		36Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,749円		
		39Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	15,398円		
42Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	16,106円				

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りま す。)により1芯に て伝送を行う機能	ア 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の も の	(7) 平成26 年4月1日 から平成27 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,349円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額 に、964円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる964円のうち、938 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額 に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる518円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。	
		(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③欄 に規定する料金額 に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りま す。)により1芯に て伝送を行う機能	ア 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の も の	(7) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,375円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額 に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる518円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成28 年4月1日 から平成29 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額 に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。	
		(ウ) 平成29 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料金額 に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。	

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			ウ アイ 以外	(7) 平成26年4月1日から平成27	1回線ごとに

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			ウ アイ 以外	(7) 平成27年4月1日から平成28	1回線ごとに

		もの の	年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、993円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる993円のうち、966 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(イ) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、533円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる533円のうち、519 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)③欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる527円のうち、513 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

		もの の	年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、533円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる533円のうち、519 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(イ) 平成28 年4月1日 から平成29 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる527円のうち、513 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(ウ) 平成29 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(ウ)欄 に規定する料金 額に、602円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる602円のうち、588 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	152円		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	161円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	304円		
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	322円		
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	303円
② 保守の区別がタイプ1-2のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	303円	
③ ①②以外のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	312円	

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
			(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	168円
	ウ 2芯式のもの	② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	336円		
		(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円
				③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	322円

	(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	306円	—		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	306円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	315円			
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	302円			
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	302円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	311円			
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,847円		—	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに			2,812円
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに			2,777円
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,847円				
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,812円			

	(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	317円	—		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	317円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	327円			
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円			
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	322円			
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,947円		—	
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに			2,770円
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金			1光信号主端回線ごとに

			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,777円	
		(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,929円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,857円	

			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,770円	
		(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,031円	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,850円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 2,349円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 2,375円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。					
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。					
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの		(ア) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,416円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの		(ア) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,443円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

別表4 違約金
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.32%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.17%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～5 （略）

（経過措置）

6 （略）

（1）（略）

（2）端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限り、）により1芯にて伝送を行う機能	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,849円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,814円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	2,779円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,849円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,814円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	2,779円
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,931円	
			B 平成27年4月	1回線ごと	2,894円	

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～5 （略）

（経過措置）

6 （略）

（1）（略）

（2）端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限り、）により1芯にて伝送を行う機能	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,959円
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	2,782円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと
			③ ①②以外のもの	B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	2,782円
				A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	3,043円

				1日から平成28年3月31日まで適用する料金	とに		
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,859円	
(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,862円	
(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,385円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)①欄に規定する料金額に、588円を加算	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)①欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)①欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
					③ ①② 以外	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,418円

			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,385円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
					③ ①② 以外	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,453円

			のもの	まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			のもの	まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)③欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 加算料

区 分		単 位	料金額	備 考			
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円	
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円	
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779円	
		C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,931円		
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,894円		
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,859円		
		② 複数段階料金を適用する	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

月額

イ 加算料

区 分		単 位	料金額	備 考			
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,959円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,782円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,959円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,782円	
			C AB以外のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	3,043円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,862円	
		② 複数段階料金を適用する	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,385円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

月額

		場合 のもの			31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 958円のうち、932円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

		場合 のもの			31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

				平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,350円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			1 光信号主端末回線ごとに			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

				平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,385円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに

					適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	
				1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,418円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します

					適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	
				1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成29年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		C AB以外のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,453円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します

				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、986 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 986円のうち、959円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 531円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①C欄	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に

				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 531円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、527 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成29年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①C欄	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 604円のうち、590円に

					に規定する料金額に、 <u>527円</u> を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>7,836円</u>		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>7,836円</u>		

					に規定する料金額に、 <u>604円</u> を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>10,760円</u>		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>10,760円</u>		

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。

網使用料算定根拠

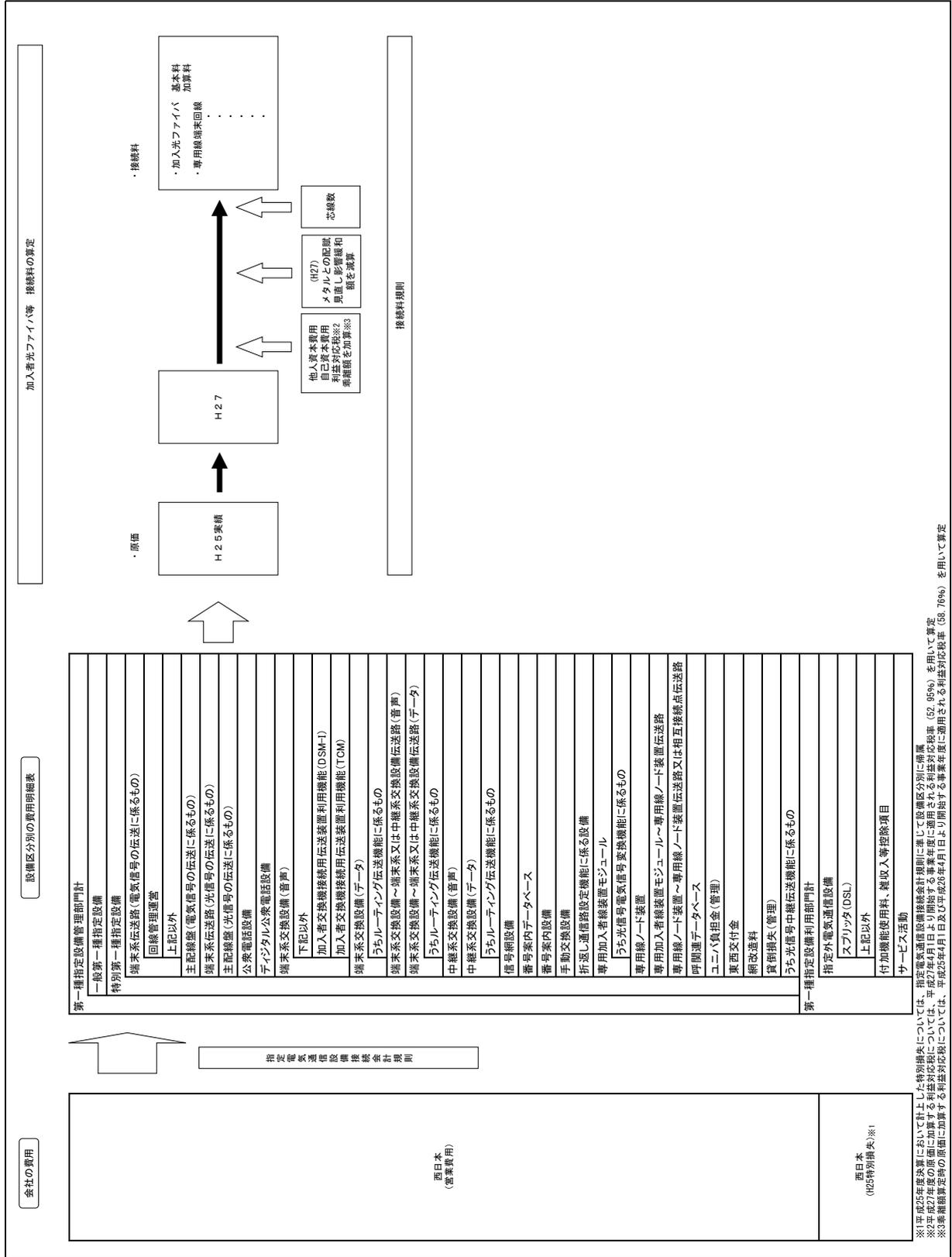
加入者光ファイバ

<西日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	22
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	23
V. 資本構成比率の算定	24
VI. 他人資本利子率の算定	25
VII. 自己資本利益率の算定	26
VIII. 利益対応税率の算定	27
IX. 料金設定に使用した回線数	29
X. 料金設定に使用した保守換算係数	32
X I. 料金設定に使用した貸倒率	34
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	35
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	36
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	37
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	38
(参考)	
1. 設備区別の費用明細表	39
2. 設備区別固定資産明細表	42
3. 設備区別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	44
4. 設備区別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	45

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区 分	指定設備管理部門					指定設備利用部門					①+③		備 考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					主配線盤					付加機能使用料、徴収人控除項目		
	右記以外	①	②	局外スリッパ	(光信号の伝送に係るもの)	③	左記以外	④	⑤	⑥	⑦		
①指定設備管理運営費	128,670	100,604	26,655	1,410	2,784	2,771	234,625	5,008	229,617	105,612	105,054	(参考1)設備区別の費用明細表より	
②他人資本費用	3,729	3,678	6	44	53	53	120	1	119	3,680	3,679	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	12,671	12,499	21	151	181	181	409	4	405	12,503	12,502	⑩レートの×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	7,723	7,619	13	92	110	110	249	2	247	7,621	7,620	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率	
⑤合計	152,793	124,400	26,695	1,697	3,128	3,115	235,403	5,015	230,388	129,416	128,855	①+②+③+④	
⑥正味固定資産	684,162	675,977	0	8,185	9,743	9,743	0	0	0	675,977	675,977	(参考2)設備区別固定資産明細表より	
⑦投資等	1,095	1,082	0	13	16	16	0	0	0	1,082	1,082	⑥正味固定資産×投資等比率	
⑧貯蔵品	4,858	4,799	0	58	69	69	0	0	0	4,799	4,799	⑥正味固定資産×貯蔵品比率	
⑨運転資本	5,711	4,534	1,127	50	92	90	22,449	224	22,225	4,758	4,688	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日	
⑩レートベース	695,826	686,392	1,127	8,306	9,920	9,918	22,449	224	22,225	686,616	686,546	⑥×⑦+⑧+⑨	
⑪有利子負債以外の負債の額	46,368	45,740	75	553	661	661	1,496	15	1,481	45,755	45,750	⑩レートの×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合	
⑫租税公課	15,898	13,576	2,225	97	150	150	6,066	0	6,066	13,576	13,576		
⑬減価償却費	65,875	49,737	15,235	903	1,890	1,890	46,562	1,731	44,831	51,468	51,468	(参考1)設備区別の費用明細表より	
⑭固定資産除却損	1,209	1,021	177	10	10	10	2,402	1,484	918	2,505	2,505		

(2)加算料の算定

区分	金額等	備 考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.5	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成25年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,914	①÷②
④他人資本費用(円)	137	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	464	⑩レートの×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	283	⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,798	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	317	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	159	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	2,819	K. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	5,378	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,699	⑩レートの×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区 分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				備 考	
	右記以外	分岐引込線(光壁内配線含む)	局外スリッパ	④		
①指定設備管理運営費	128,670	87,968	87,486	39,292	1,410	(参考1)設備区別の費用明細表より
②他人資本費用	3,729	3,676	3,675	9	44	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	12,671	12,489	12,488	30	151	⑩レートの×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,723	7,612	7,612	18	92	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	152,793	111,745	111,261	39,349	1,697	①+②+③+④
⑥正味固定資産	684,162	675,977	675,977	0	8,185	(参考2)設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	1,095	1,082	1,082	0	13	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,858	4,799	4,799	0	58	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,711	3,999	3,939	1,662	50	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	695,826	685,857	685,797	1,662	8,306	⑥×⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	46,368	45,704	45,700	111	553	⑩レートの×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	15,898	12,521	12,521	3,279	97	
⑬減価償却費	65,875	42,515	42,515	22,457	903	(参考1)設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,209	937	937	261	10	

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門							備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ1-2, 2に係る営業時間外追加コスト以外		主線束回線に係る引込線(光屋内配線含む)	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)		
タイプ1-2, 2に係る営業時間外追加コスト以外		タイプ1-2, 2に係る営業時間外追加コスト以外	タイプ1-2, 2に係る営業時間外追加コスト以外			タイプ1-2, 2に係る営業時間外追加コスト以外		
①指定設備管理運営費	128,670	93,382	92,878	33,878	1,410	2,784	2,771	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,729	3,677	3,676	8	44	53	53	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	12,671	12,493	12,492	26	151	181	181	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	7,723	7,615	7,614	16	92	110	110	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	152,793	117,167	116,660	33,928	1,697	3,128	3,115	①+②+③+④
⑥正味固定資産	684,162	675,977	675,977	0	8,185	9,743	9,743	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,095	1,082	1,082	0	13	16	16	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,858	4,799	4,799	0	58	69	69	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,711	4,228	4,165	1,433	50	92	90	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	695,826	686,086	686,023	1,433	8,306	9,920	9,918	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	46,368	45,719	45,715	95	553	661	661	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	15,898	12,973	12,973	2,828	97	150	150	
⑬減価償却費	65,875	45,609	45,609	19,363	903	1,890	1,890	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,209	973	973	225	10	10	10	

b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	116,860	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	3,115	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	119,775	①+②

c. 平成25年度適用接続料に加工した乖離額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲5,923	平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの①より
②主配線盤	▲29	平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの⑧より
③合計	▲5,952	①+②

d. 乖離額を加工した当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	110,737	bの①+cの①
②主配線盤	3,086	bの②+cの②
③合計	113,823	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	973	平成25年度における実績の稼働芯線数
②負担金なし	948	
③負担金あり	25	
④光信号主端末回線	1,871	
⑤加入者回線	2,844	
⑥主配線盤	2,846	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	36,471	②+③
②負担金なし	35,565	aの②×3,127円×12ヶ月
③負担金あり	906	aの③×2,972円×12ヶ月
④光信号主端末回線	60,528	aの④×2,696円×12ヶ月
⑤加入者回線	96,999	①+④
⑥主配線盤	3,176	aの⑥×93円×12ヶ月
⑦合計	100,175	⑤+⑥

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	13,738	(1)のdの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲90	(1)のdの②-(2)のbの⑥
③合計	13,648	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	116,660	(1)のbの①
②光信号主端末回線	111,261	ア-2. 光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号主端末回線に係る引込線	5,399	①-②
④原価に占める光信号主端末回線に係る引込線比率	4.63%	③÷①

b. 光信号主端末回線に係る実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	128,855	ア-1. の光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	123,477	①-③
③加算料相当コスト	5,378	ア-1. の光信号主端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.17%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	13,738	(3)の①
②光信号主端末回線	13,102	①-⑤
③下記以外	12,556	②-④
④加算料相当コスト	546	②×bの④
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	636	①×aの④
⑥下記以外	609	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	27	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲90	(3)の②
⑨合計	13,648	①+⑧

(5) 乖離額単金の算定

a. 平成25年度に係る収入と原価の差額に係る見込値

(単位:千円)

区分	平成25年度 (見込値)	備考
①加入者回線	7,781	
②光信号主端末回線	7,402	
③下記以外	7,092	
④加算料相当コスト	310	
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	379	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のc(平成25年度)より
⑥下記以外	363	
⑦加算料相当コスト	16	
⑧主配線盤	▲27	
⑨合計	7,754	

b. 平成25年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値との差額(H27年度適用網使用料に加算する乖離額)の算定

(単位:千円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	5,957	
②光信号主端末回線	5,700	
③下記以外	5,464	
④加算料相当コスト	236	
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	257	(4)のc-aより
⑥下記以外	246	
⑦加算料相当コスト	11	
⑧主配線盤	▲63	
⑨合計	5,894	

c. 平成27年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成27年度	備考
①光信号端末回線	1,158	
②加入者回線に占める割合	35.08%	
③負担金なし	1,136	
④負担金あり	22	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠の(別添1)より
⑤光信号主端末回線	2,143	
⑥加入者回線に占める割合	64.92%	
⑦加入者回線	3,301	
⑧主配線盤	3,303	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠の(別添2)より

d. 平成27年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	2,257	bの①-④
②下記以外	2,163	bの③+bの⑥-⑤
③加算料相当コスト	94	bの④+bの⑦-⑥
④光信号主端末回線	3,700	bの②×cの⑥
⑤下記以外	3,547	④-⑥
⑥加算料相当コスト	153	bの④×cの⑥
⑦主配線盤	▲63	bの⑧
⑧合計	5,894	①+④+⑦

e. 平成27年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	163	②+③
②下記以外	156	dの②÷cの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	7	dの③÷cの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	144	⑤+⑥
⑤下記以外	138	dの⑤÷cの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	6	dの⑥÷cの⑤÷12ヶ月
⑦主配線盤	▲2	dの⑦÷cの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a.加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①端末回線	3,364	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成27年度)より
②乖離額	154	イの(5)のeの②+イの(5)のeの⑦
③配賦見直し影響緩和額	333	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のエのaの⑤(平成27年度)より
④1芯あたり原価計	3,185	①+②-③

b.加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①加算料	161	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのbの③(平成27年度)より
②乖離額	7	イの(5)のeの③
③1芯あたり原価計	168	①+②

c.主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①主配線盤	69	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのcの③(平成27年度)より
②乖離額	▲2	イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	67	①+②

d.加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①端末回線	2,882	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのdの③(平成27年度)より
②乖離額	136	イの(5)のeの⑤+イの(5)のeの⑦
③配賦見直し影響緩和額	269	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のエのbの⑥(平成27年度)より
④1芯あたり原価計	2,749	①+②-③

e.加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①加算料	138	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのeの③(平成27年度)より
②乖離額	6	イの(5)のeの⑥
③1芯あたり原価計	144	①+②

(1) 原価の算定

A. 設備区分別の費用

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	メタル加入者回線							
	(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線	(再掲) 試験交付	(再掲) 上部区間	(再掲) 土木設備	(再掲) 下部区間			
①指定設備管理運営費	241,106	209,832	197,320	6,058	58,606	30,852	138,714	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	4,476	4,346	4,011	6	2,111	1,617	1,900	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	15,210	14,768	13,628	20	7,172	5,496	6,457	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	9,271	9,002	8,307	12	4,372	3,350	3,936	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	270,063	237,948	223,266	6,096	72,261	41,315	151,007	①+②+③+④

⑥正味固定資産	807,687	786,887	725,631	330	386,336	297,806	339,295	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	1,292	1,259	1,161	1	618	476	543	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,735	5,587	5,152	2	2,743	2,114	2,409	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	20,588	17,287	16,487	749	4,139	1,400	12,348	(①設備管理運営費-(⑦租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	835,302	811,020	748,431	1,082	393,836	301,796	354,595	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	55,663	54,045	49,874	72	26,244	20,111	23,630	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	23,336	23,156	21,270	10	11,324	8,729	9,945	
⑬減価償却費	50,442	45,870	41,823	44	13,572	10,462	28,251	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,622	2,514	2,335	13	597	460	1,737	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	OCU			その他				
	光	メタル		(再掲) 加入者 収容装置 (ATM/サーバ 伝送)	(再掲) 固定無線 基地局伝送路	(再掲) 固定無線 宅内設備		
①指定設備管理運営費	2,255	424	1,831	322	289	12	17	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	34	8	26	3	3	0	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	115	28	87	10	9	0	1	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	70	17	53	6	5	0	1	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,474	477	1,997	341	306	12	19	①+②+③+④

⑥正味固定資産	6,104	1,490	4,614	533	478	26	29	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	10	2	7	1	1	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	43	11	33	4	3	0	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	136	16	121	30	29	1	1	(①設備管理運営費-(⑦租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	6,293	1,519	4,775	568	511	27	30	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	419	101	318	38	34	2	2	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	74	18	55	8	7	0	1	
⑬減価償却費	1,046	271	775	64	48	6	8	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	48	11	37	7	1	2	3	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ				
	DB管理および料金計算				
	電話等			(再掲) PHS 基地局回線	
①指定設備管理運営費	28,697	27,714	5,722	8	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	93	92	8	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	317	312	29	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	193	190	18	0	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	29,300	28,308	5,777	8	①+②+③+④

⑥正味固定資産	14,163	13,972	856	1	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	23	22	1	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	101	99	6	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,136	3,017	705	1	(①設備管理運営費-(⑦租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	17,423	17,110	1,568	2	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,161	1,140	104	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	97	94	18	0	
⑬減価償却費	3,463	3,432	61	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	53	52	2	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)					料金請求	備考
	回線管理運営						
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ						
	DB管理および料金計算						
	相互接続回線				その他		
	ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	DSLファイル連携 に係る開発費用			
①指定設備管理運営費	679	869	1,113	53	19,278	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1	2	2	0	78	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	4	6	8	0	265	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	2	4	5	0	162	0	(③自己資本費用+⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	686	881	1,128	53	19,783	0	①+②+③+④
⑥正味固定資産	154	201	323	0	12,438	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	1	0	20	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	1	1	2	0	88	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	82	105	133	7	1,986	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	237	307	459	7	14,532	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	16	20	31	0	968	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	3	3	6	0	63	0	
⑬減価償却費	19	27	42	0	3,284	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1	1	3	0	46	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)			主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)		備考	
	回線管理運営			その他	(再掲) メタル設備のみを 用いる加入者回線 に係る主配線盤		
	ATMデータ伝送						
		端末回線 伝送機能	データ 伝送機能				
①指定設備管理運営費	127	50	77	856	6,570	6,478	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	156	154	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	5	529	522	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	3	322	318	(③自己資本費用+⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	129	50	77	865	7,577	7,472	①+②+③+④
⑥正味固定資産	19	7	12	172	28,224	27,880	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	45	45	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	200	198	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	16	6	10	103	560	557	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	35	13	22	276	29,029	28,680	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	2	1	1	18	1,934	1,911	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	3	480	475	
⑬減価償却費	1	0	1	29	1,454	1,392	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	1	157	156	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			指定設備 利用部門	備考
	(再掲) 局外スプリッタ (局外4分岐)		(再掲) 局外スプリッタ (局外8分岐)	スプリッタ (DSL)	
①指定設備管理運営費	128,670	161	1,249	415	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	3,729	5	39	6	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	12,671	17	134	20	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,723	10	82	12	(③自己資本費用+⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	152,793	193	1,504	453	①+②+③+④
⑥正味固定資産	684,162	936	7,249	1,037	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	1,095	1	12	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,858	7	51	7	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,711	6	44	31	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	695,826	950	7,356	1,077	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	46,368	63	490	72	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	15,898	11	86	16	
⑬減価償却費	65,875	103	800	153	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,209	1	9	2	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	477	(1)のAの⑤OCU(光)
②ISDN回線数(回線)	12,047	区の1の(51)+区の1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	3,300	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲14	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	12,047	区の1の(51)+区の1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,983	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)の8の(c)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	431	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	32	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	475	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	32	(d)の①
③合計(百万円)	507	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	3,507	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(15Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	27,888	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	674	
③自己資本費用(円/回線・年)	2,290	
④利益対応税(円/回線・年)	1,396	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	32,248	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,687	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲331	平成25年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,363	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの①に平成25年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	▲7	(⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,676	(⑥の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,669	⑨+⑩

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	306	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲18	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	492,386	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	42	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(c)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	248	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	40	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	306	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	40	(d)の①
③合計(百万円)	346	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	59	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかるもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	50	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲5	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	10,292	Ⅹの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	273	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入者光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	34	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	11	((a)の①+(b)の①)×(1+ⅩⅠ. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	50	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	11	(d)の①
③合計(百万円)	61	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	494	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,504	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,702,335	Ⅹの1の(106)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	74	①÷②×12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	8	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,702,335	Ⅹの1の(106)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	93	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入者光ファイバを利用するもの)のFの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	1,900	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲388	((a)の①+(b)の①)×(1+ⅩⅠ. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,496	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲388	(d)の①
③合計(百万円)	1,108	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	54	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 局外スプリッタ(局外4分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	193	Aの⑤局外スプリッタ(局外4分岐)
②回線数(回線)	169,552	Ⅹの1の(102)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	95	①÷②×12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲80	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	169,552	Ⅹの1の(102)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	84	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入者光ファイバを利用するもの)のGの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	171	①×②×12ヶ月

(d)調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲58	((a)の①+(b)の①)×(1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	192	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲58	(d)の①
③合計(百万円)	134	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	66	③÷(a)の②÷12ヶ月

H. 光分岐端末回線

区分	単芯区間				備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費(円/回線)	35,134	28,211	5,220	1,703	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(27,576円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.033)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	3,007	2,779	172	56	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,848	1,848	0	0	
③他人資本費用(円/回線・年)	75	75	0	0	
④自己資本費用(円/回線・年)	64	64	0	0	
⑤利益対応税(円/回線・年)	43	43	0	0	
⑥合計(円/回線・年)	3,189	2,961	172	56	②+③+④+⑤

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	8,155	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間の創設費の合計(35,134円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.2321)を乗じて算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	636	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	351	
③他人資本費用(円/回線・年)	25	
④自己資本費用(円/回線・年)	84	
⑤利益対応税(円/回線・年)	51	
⑥合計(円/回線・年)	796	②+③+④+⑤

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず)。を利用しないものの
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,985	Hの⑥単芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲549	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,612	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲176	(①+②)×(1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,976	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	317	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず)。を利用しないものの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,929	Hの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲535	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,564	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲170	(①+②)×(1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,920	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	313	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず)。を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,935	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(H25年度実績(キャビネット設置:10.5%、引き渡し:89.5%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲611	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,492	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲168	(①+②)×(1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,926	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	313	(④+⑤)÷12ヶ月

I. 固定無線基地局伝送路

(a)前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	12	(1)のAの⑤固定無線基地局伝送路
②回線数(回線)	90	Ⅹの(97)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	11,111	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲6	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	90	IXの(97)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	9,259	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のIの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	10	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲4	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	12	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲4	(d)の①
③合計(百万円)	8	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	7,407	③÷(a)の②÷12ヶ月

(2) 料金の設定

① 基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,370	1-1のウのaの④×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(I) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,370	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(W) (I)以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,562	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
①OCU (円/回線・月)	3,507	Bの(e)の④
②主配線盤 (円/回線・月)	134	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,669	Cの①
④料金 (円/回線・月)	6,310	((①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率))

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(I) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
①OCU (円/回線・月)	3,507	Bの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤 (円/回線・月)	134	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,669	Cの①×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの
④料金 (円/回線・月)	6,310	((①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率))

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。))を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,185	1-1のウのaの④×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,185	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,281	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,185	1-1のウのaの④×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,185	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,281	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7)保守の別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	54	54	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,749	2,587	平成27年度については1-1のウのdの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,947	2,770	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7)保守の別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	54	54	Fの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,749	2,587	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,947	2,770	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (7)(イ)以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	56	56	Fの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,831	2,665	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,031	2,850	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の①保守の別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	66	66	Gの(e)の④
②光信号主端末回線	2,749	2,587	平成27年度については1-1のウのdの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,959	2,782	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の②保守の別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	66	66	Gの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,749	2,587	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,959	2,782	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	68	68	Gの(e)の④Gの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,831	2,665	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,043	2,862	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限り。及び端末回線により伝送を行う機能

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(DXの(73)～(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 料金額

区分	平成27年度			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容装置(ATMデータ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	2,419	494	6,194
6 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	4,248	494	8,023
9 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	4,956	494	8,731
12 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	5,605	494	9,380
15 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	6,254	494	10,029
18 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	6,962	494	10,737
21 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	7,611	494	11,386
24 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	8,260	494	12,035
27 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	8,968	494	12,743
30 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	9,617	494	13,392
33 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	10,325	494	14,100
36 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	10,974	494	14,749
39 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	11,623	494	15,398
42 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	12,331	494	16,106

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄A欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。))に係るもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	168	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	336	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	313	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	313	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	322	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	317	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	317	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	327	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	313	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	313	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	322	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,947	2,770	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,947	2,770	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,031	2,850	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)(イ)以外のもの

・(ア) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。))に係る加算料の③②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,959	2,782	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)に限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) (イ)以外の場合の③保守の区別がタイプ1-1のもの

・(ア) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。))に係る加算料の③②以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,959	2,782	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)に限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) (イ)以外の場合の②保守の区別がタイプ1-2のもの

・(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限ります。))に係る加算料の①②以外の場合のG AB以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,043	2,862	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光信号スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数4を限度とするものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(7)(f)以外の場合の③ ①②以外のもの

・(4)附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の①保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
①固定無線基地局伝送路	7,407	10(e)の④
②光信号端末回線	3,185	1-1のウのaの④
③加算料	168	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	10,760	((①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率))

・(4)附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の②保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
①固定無線基地局伝送路	7,407	10(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号端末回線	3,185	1-1のウのaの④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料	168	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	10,760	((①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率))

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,947	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	572	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,375	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.17%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	585	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	585	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,947	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	572	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,375	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.17%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	585	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	585	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,031	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの③ ①②以外のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	588	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,443	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.17%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	602	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	602	①+③

j. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のもののうち A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,959	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	574	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,385	①-③

k. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のもののうち B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

l. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のもののうち C 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.17%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	588	jの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	588	①+③

m. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のもののうち A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,959	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	574	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,385	①-③

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のもののうち B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

o. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のもののうち C 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.17%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	588	mの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	588	①+③

p. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,043	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	590	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,453	①-③

q. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

r. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの C 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.17%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	604	pの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	604	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,375	①基本料のaより

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	585	①基本料のcより

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のもののうち (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,375	①基本料のdより

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のもののうち (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のものうち (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	585	①基本料のfより

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のものうち (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,443	①基本料のgより

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のものうち (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のものうち (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	602	①基本料のiより

j. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,385	①基本料のjより

k. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

l. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	588	①基本料のlより

m. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,385	①基本料のmより

n. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

o. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	588	①基本料のoより

p. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,453	①基本料のpより

q. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

r. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	604	①基本料のrより

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成27年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,269	平成27年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のアイ以外のもの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,947	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	313	1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(ア) 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)に利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	69	平成27年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するもの)のイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3.1	②÷((①+④)-(③+④))

(2) 割引率の算定

区分	平成27年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	4,568	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	23,576	(1)の②×8
③割引率 (%)	19.4%	①÷②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,286,655 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	3,647 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0016 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

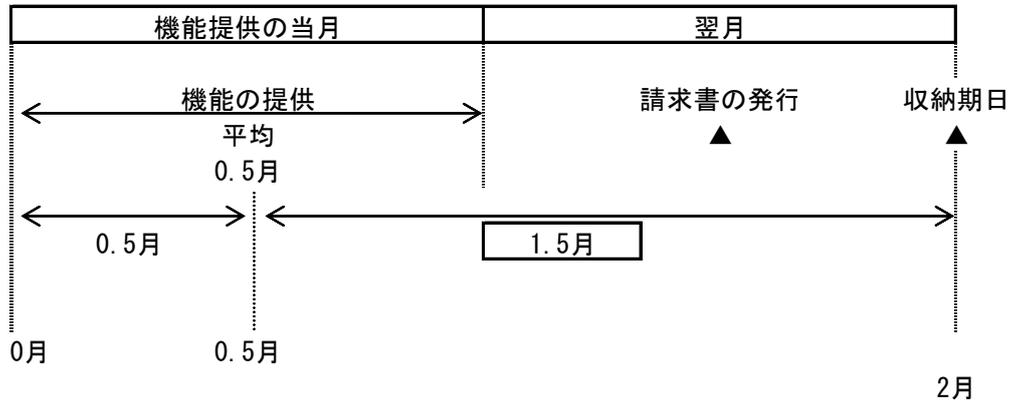
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,676,359 (A)
貯蔵品 (※)	19,114 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0071 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヲ月}}{12 \text{ ヲ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H25) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 2,676,359	有利子負債 1,125,707 (0.343)	H25稼働 電気通信事業固定資産 2,676,359	③ 圧縮後の資本構成比	有利子負債 1,125,707 (0.399)	↑ 負債
	その他の負債 427,591 (0.130)			退職給付引当金 188,555 (0.067)	
	退職給付引当金 224,804 (0.068)		② 流動資産の 圧縮 ▲463,841		↑ 資本
	自己資本 1,506,305 (0.459)	貯蔵品(月平均) 19,114		自己資本 1,506,305 (0.534)	
流動資産等 608,049		投資等 4,608			
		運転資本 120,486			
計 3,284,408	① 流動資産の理論値と 実績の差 144,209-608,049=▲463,841	計 2,820,567		計 2,820,567	

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{1,125,707 + 188,555}{2,820,567} = 0.466$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,125,707}{1,125,707 + 188,555} = 0.857$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.857}{0.857} = 0.143$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - 0.466 = 0.534$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成25年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.17\%}$$

(単位：%)

年度	25
区分	
他人資本利率	1.17

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.02\%}$$

(単位：%)

年度	21	22	23	24	25	平均
区分						
他人資本利率	1.37	1.17	1.08	0.81	0.69	1.02

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.17\% \times 0.857 + 1.02\% \times 0.143 = \boxed{1.15\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	23	24	25	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.39	3.76	8.16	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.08	0.81	0.69	—	
①-②	2.31	2.95	7.47	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.47	2.58	5.17	3.41

(注1)主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成25年度は速報値である。

(注2)リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3)β値については、昨年度と同とした。

(注4)算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	21	22	23	24	25	
主要企業の自己資本利益率	3.04	4.00	3.39	3.76	8.16	4.47

(注1)主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成25年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 3.41%

VIII. 利益対応税率の算定 (調整額算定時の原価算定に用いるH25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 = \underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 = \underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3701y$
税引後利益 $z = (1-0.3701)y$

VIII. 利益対応税率の算定 (H27年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 52.95%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方法人特別税を $x_2 (= x_1 \times 0.674)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.043$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 0.674)) \times 0.043 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.043}{1+0.072} \times y = \underline{0.0401y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 0.674$$

$$= 0.674 \times 0.0401y$$

$$= \underline{0.0270y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0401y + 0.0270y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.032$$

$$= 0.2379y \times 0.032 =$$

$$\underline{0.0076y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.097$$

$$= 0.2379y \times 0.097 =$$

$$\underline{0.0231y}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.044$$

$$= 0.2379y \times 0.044 =$$

$$\underline{0.0105y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3462y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3462y}{(1-0.3462)y} = \frac{0.3462y}{0.6538y} = 0.5295$$

税引前利益 y

利益対応税

$$x = 0.3462y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3462)y$$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,065,206	1	1.00	1,065,206
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	15,022,161	1	1.00	15,022,161
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	337,641	1	1.03	347,770
(4) 4線式	18,906	2	1.03	38,946
(5) メタルサービス小計	16,443,914	-	-	16,474,083
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,500	1	1.00	18,500
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,372,909	1	1.00	2,372,909
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	424,948	1	1.03	437,696
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	1	2	1.00	2
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	11,229	2	1.00	22,458
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	2,643	2	1.03	5,445
(12) 4芯式	5	4	1.03	21
(13) 光サービス小計	2,830,235	-	-	2,857,031
(14) 計 ((5)+(13))	19,274,149	-	-	19,331,114

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	2,830,235	-	1.00	2,844,123
-----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数

(15) メタルサービス・2線式	2,923,160
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	904,301
(17) 光サービス	2,818,714
(18) 計 ((15)+(17))	5,741,874

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,349,401
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	15,124,682
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	16,474,083

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,019,393
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	14,454,690
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	16,474,083

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,065,206	1	1.00	1,065,206
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	15,022,161	1	1.00	15,022,161
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	337,641	1	1.03	347,770
(28) 4線式	18,906	2	1.03	38,946
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	95,673	1	1.00	95,673
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	1,813,513	1	1.00	1,813,513
(31) メタルサービス小計	18,353,100	-	-	18,383,269
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,500	1	1.00	18,500
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,372,909	1	1.00	2,372,909
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	424,948	1	1.03	437,696
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	819	2	1.00	1,638
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	11,229	2	1.00	22,458
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	2,643	2	1.03	5,445
(38) 4芯式	5	4	1.03	21
(39) 光サービス小計	2,831,053	-	-	2,858,667
(40) 計 ((31)+(39))	21,184,153	-	-	21,241,936

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	2,831,053	-	1.00	2,845,759
-----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,349,401
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	17,033,868
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	18,383,269

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,019,393
(45) 追加MDF	-	-	-	1,909,186
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	14,454,690
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	18,383,269

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	9,163	1	1.00	9,163
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,653,215	1	1.00	1,653,215
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	36,588	1	1.00	36,588
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	0	1	1.00	0
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	12,047	1	1.00	12,047
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	1,674,425	-	-	1,674,425

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	13,916,252
(55) (再) PHS基地局回線	17,747
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,068,359
(57) ドライカッパ・相互接続回線	1,839,427
(58) 光ファイバ・相互接続回線	652,150
(59) 上記以外の回線数	8,623,771
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	26,099,959
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	3,577,683
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,509,324

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	15,095,436
(64) DSL回線故障対応機能契約数	730,752
(65) 計 ((63)+(64))	15,826,188

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話 (下記以外)	69,257
(66-2) アナログ公衆電話 (特設公衆電話)	9,516
(67-1) デジタル公衆電話 (下記以外)	37,859
(67-2) デジタル公衆電話 (特設公衆電話)	0
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	116,632
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	12,348,369
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	1,670,961
(71) 計 ((69)+(70))	14,019,330

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
(72) 計	723,840

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	8,672	41	355,552
(74) 6 Mb/s	948	72	68,256
(75) 9 Mb/s	127	84	10,668
(76) 12 Mb/s	401	95	38,095
(77) 15 Mb/s	29	106	3,074
(78) 18 Mb/s	17	118	2,006
(79) 21 Mb/s	22	129	2,838
(80) 24 Mb/s	46	140	6,440
(81) 27 Mb/s	5	152	760
(82) 30 Mb/s	5	163	815
(83) 33 Mb/s	3	175	525
(84) 36 Mb/s	8	186	1,488
(85) 39 Mb/s	1	197	197
(86) 42 Mb/s	8	209	1,672
(87) 計	10,292		492,386

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	56,700	1	1.00	56,700
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,299	1	1.03	2,368
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	58,999	-	-	59,068
(92) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	0	1.00	0
(93) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	719,928	1	1.00	719,928
(94) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	5,893	1	1.03	6,070
(95) 1Gbit/sタイプ 小計	725,821	-	-	725,998

・固定無線通信（FWA）の算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
固定無線通信（FWA）				
(96) 固定無線通信網終端装置・タイプ1-2（注2）	38	1	1.00	38
(97) 固定無線基地局伝送路・タイプ1-2（注2）	90	1	1.00	90
(98) 固定無線宅内設備・タイプ1-2（注2）	1,295	1	1.00	1,295

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(99) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(100) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	162,352	1	1.00	162,352
(101) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	6,990	1	1.03	7,200
(102) 局外スプリッタ（4分岐）小計	169,342	-	-	169,552
(103) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	3	1	1.00	3
(104) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,676,440	1	1.00	1,676,440
(105) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	25,138	1	1.03	25,892
(106) 局外スプリッタ（8分岐）小計	1,701,581	-	-	1,702,335

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(107) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(108) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	46,221	1	1.00	46,221
(109) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	7	1	1.03	7
(110) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	46,228	-	-	46,228
(111) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(112) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2（注2）	9,524	1	1.00	9,524
(113) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2（注3）	795	1	1.03	819
(114) メディアコンバータ（集線型）小計	10,319	-	-	10,343
(115) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(116) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2（注2）	24,857	1	1.00	24,857
(117) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2（注3）	925	1	1.03	953
(118) メディアコンバータ（非集線型）小計	25,782	-	-	25,810

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(119) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(120) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	505,477	1	1.00	505,477
(121) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	6,204	1	1.03	6,390
(122) 局内スプリッタ（4分岐）小計	511,681	-	-	511,867
(123) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(124) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	46,273	1	1.00	46,273
(125) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	1,963	1	1.03	2,022
(126) 局内スプリッタ（8分岐）小計	48,236	-	-	48,295

・特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(127) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,905
(128) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	4,947
(129) ISDN一次群ユーザインタフェースにより符号伝送が可能なもの	15,860
(130) 計 (127)+(128)+(129)	23,712

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注4）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(131) 特別帯域透過端末回線・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- （注） 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はⅩⅢの保守換算係数の3.③より。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.293
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.547
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.3
b. その他のコストの割合	91.7
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.955
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.964
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.415
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.1
b. その他のコストの割合	92.9
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

① 端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.955
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.964
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.415
d. 平均	1.000

② 端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.1
b. その他のコストの割合	92.9
c. 計	100.0

③ 保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H25	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	174,477	H25年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	メタル設備の			メタル主配線盤	局外RTに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備の加入者回線に係る主配線盤
			局外RTに收容されている加入者回線(※)	みを用いる加入者回線	(再掲)試験受付			
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	109,549	4,756	104,793	5,265	2,707	7	2,701
共通費	・施設保全費支出額比	5,576	282	5,294	181	1,197	7	1,190
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	11,520	553	10,967	533	363	3	360
試験研究費	・取得資産額比	2,358	209	2,149	2	19	7	13
通信設備使用料	・取得資産額比	17	1	15	4	1	0	1
租税公課	・正味資産額比	23,156	1,887	21,270	10	480	5	475
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	45,870	4,046	41,823	44	1,454	62	1,392
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	11,786	777	11,009	20	349	1	348
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,514	179	2,335	13	157	0	156
合計	—————	209,832	12,512	197,320	6,058	6,570	92	6,478

(※) 收容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線			メタル主配線盤				
		局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤		
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
		正味価額	0	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	2,087	68	2,019	2,019	56,056	1,065	54,991
		減価償却累計額	1,921	63	1,858	1,858	52,592	883	51,710
		正味価額	166	5	161	161	3,464	183	3,281
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	1,812	0	1,812	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,341	0	1,341	0	0	0	0	
	正味価額	470	0	470	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	3,663	0	3,663	0	0	0	0	
	減価償却累計額	3,166	0	3,166	0	0	0	0	
	正味価額	497	0	497	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	3,260	237	3,023	808	266	9	257	
	減価償却累計額	2,755	201	2,555	683	225	8	217	
	正味価額	505	37	468	125	41	1	40	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	66	5	60	0	343	0	343	
	減価償却累計額	62	5	56	0	322	0	322	
	正味価額	4	0	4	0	21	0	21	
空中線設備	取得価額	225	0	225	0	0	0	0	
	減価償却累計額	144	0	144	0	0	0	0	
	正味価額	81	0	81	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,619,167	128,465	2,490,702	0	0	0	
		減価償却累計額	2,201,660	96,624	2,105,036	0	0	0	
		正味価額	417,507	31,840	385,667	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0		
	正味価額	0	0	0	0	0	0		
土木設備	取得価額	1,533,982	129,378	1,404,603	0	0	0		
	減価償却累計額	1,230,617	103,788	1,126,829	0	0	0		
	正味価額	303,365	25,591	277,774	0	0	0		
海底線設備	取得価額	4,376	67	4,309	0	0	0		
	減価償却累計額	4,144	58	4,086	0	0	0		
	正味価額	232	9	223	0	0	0		
建物	取得価額	84,048	4,020	80,028	58	64,883	404	64,480	
	減価償却累計額	61,628	2,951	58,677	42	48,480	302	48,178	
	正味価額	22,420	1,069	21,351	15	16,404	102	16,301	
構築物	取得価額	7,070	339	6,731	5	5,526	34	5,492	
	減価償却累計額	5,977	286	5,691	4	4,672	29	4,643	
	正味価額	1,093	52	1,040	1	854	5	849	
機械及び装置	取得価額	2,398	125	2,273	2	53	1	53	
	減価償却累計額	2,027	104	1,922	1	47	0	46	
	正味価額	371	21	350	0	7	0	7	
車両及び船舶	取得価額	301	11	290	0	4	0	4	
	減価償却累計額	244	9	235	0	3	0	3	
	正味価額	57	2	55	0	1	0	1	
工具、器具及び備品	取得価額	13,761	688	13,073	9	365	11	354	
	減価償却累計額	11,258	566	10,702	8	300	8	293	
	正味価額	2,503	133	2,371	2	65	3	62	
リース資産	取得価額	96	4	92	0	1	0	1	
	減価償却累計額	63	3	60	0	1	0	1	
	正味価額	33	1	32	0	0	0	0	
土地	取得価額	11,901	567	11,335	8	7,162	45	7,117	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	11,901	567	11,335	8	7,162	45	7,117	
建設仮勘定	取得価額	8,655	688	7,967	6	43	2	41	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	8,655	688	7,967	6	43	2	41	
無形固定資産	取得価額	95,747	7,112	88,635	64	865	11	854	
	減価償却累計額	78,720	5,872	72,848	53	701	8	693	
	正味価額	17,027	1,240	15,787	11	163	2	161	
合計	取得価額	4,392,613	271,776	4,120,837	2,979	135,567	1,581	133,986	
	減価償却累計額	3,605,726	210,520	3,395,206	2,649	107,343	1,237	106,106	
	正味価額	786,887	61,255	725,631	330	28,224	344	27,880	

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メタル回線設備のみを用いる	上部区間		下部区間	
				(再掲)土木設備		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
営業費	—	0	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	—	0	0	0	0	0.000
運用費	—	0	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	104,793	25,994	7,693	78,800	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	5,294	1,313	389	3,981	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	10,967	2,720	805	8,246	0.000
試験研究費	・取得資産額比	2,149	345	201	1,804	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	15	1	0	15	0.000
租税公課	・正味資産額比	21,270	11,324	8,729	9,945	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	41,823	13,572	10,462	28,251	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	11,009	3,337	2,572	7,672	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,335	597	460	1,737	0.000
合計	—	197,320	58,606	30,852	138,714	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル 加入者 回線 のみを用 いる	上部区間		下部区間	
				(再掲) 土木設備		(再掲) 特別帯域透 過端末回線に係る もの(※)
公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
市内電話機械設備	取得価額	2,019	968	565	1,051	0.000
	減価償却累計額	1,858	891	520	967	0.000
	正味価額	161	77	45	84	0.000
市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
伝送機械設備	取得価額	1,812	0	0	1,812	0.000
	減価償却累計額	1,341	0	0	1,341	0.000
	正味価額	470	0	0	470	0.000
無線機械設備	取得価額	3,663	0	0	3,663	0.000
	減価償却累計額	3,166	0	0	3,166	0.000
	正味価額	497	0	0	497	0.000
電力設備	取得価額	3,023	145	85	2,877	0.000
	減価償却累計額	2,555	123	72	2,432	0.000
	正味価額	468	23	13	445	0.000
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
総合監視システム	取得価額	60	59	34	2	0.000
	減価償却累計額	56	55	32	1	0.000
	正味価額	4	4	2	0	0.000
空中線設備	取得価額	225	0	0	225	0.000
	減価償却累計額	144	0	0	144	0.000
	正味価額	81	0	0	81	0.000
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
線路設備	取得価額	2,490,702	997,774	0	1,492,928	0.000
	減価償却累計額	2,105,036	923,759	0	1,181,277	0.000
	正味価額	385,667	74,016	0	311,651	0.000
市内線路設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
市外線路設備	取得価額	1,404,603	1,404,603	1,404,603	0	0.000
	減価償却累計額	1,126,829	1,126,829	1,126,829	0	0.000
	正味価額	277,774	277,774	277,774	0	0.000
土木設備	取得価額	4,309	4,309	0	0	0.000
	減価償却累計額	4,086	4,086	0	0	0.000
	正味価額	223	223	0	0	0.000
海底線設備	取得価額	80,028	35,853	20,925	44,175	0.000
	減価償却累計額	58,677	26,184	15,282	32,493	0.000
	正味価額	21,351	9,669	5,643	11,682	0.000
建物	取得価額	6,731	3,009	1,756	3,722	0.000
	減価償却累計額	5,691	2,544	1,485	3,147	0.000
	正味価額	1,040	465	271	575	0.000
構築物	取得価額	2,273	1,311	765	961	0.000
	減価償却累計額	1,922	1,103	644	819	0.000
	正味価額	350	208	121	142	0.000
機械及び装置	取得価額	290	192	112	98	0.000
	減価償却累計額	235	156	91	79	0.000
	正味価額	55	36	21	18	0.000
車両及び船舶	取得価額	13,073	6,750	3,939	6,323	0.000
	減価償却累計額	10,702	5,574	3,253	5,128	0.000
	正味価額	2,371	1,176	686	1,195	0.000
リース資産	取得価額	92	58	34	34	0.000
	減価償却累計額	60	37	22	23	0.000
	正味価額	32	21	12	11	0.000
土地	取得価額	11,335	5,273	3,078	6,062	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	11,335	5,273	3,078	6,062	0.000
建設仮勘定	取得価額	7,967	4,301	2,510	3,665	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	7,967	4,301	2,510	3,665	0.000
無形固定資産	取得価額	88,635	75,964	44,335	12,670	0.000
	減価償却累計額	72,848	62,893	36,706	9,955	0.000
	正味価額	15,787	13,071	7,629	2,716	0.000
合計	取得価額	4,120,837	2,540,569	1,482,741	1,580,268	0.000
	減価償却累計額	3,395,206	2,154,233	1,184,935	1,240,973	0.000
	正味価額	725,631	386,336	297,806	339,295	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

(参考3)

設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成25年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路 の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
営業費	20,044	0	0	0	20,044
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	113,002	109,549	613	202	2,638
共通費	6,507	5,576	125	15	791
管理費	13,239	11,520	110	13	1,597
試験研究費	2,548	2,358	185	5	0
通信設備使用料	39	17	20	3	0
租税公課	23,336	23,156	74	8	97
減価償却費	50,442	45,870	1,046	64	3,463
固定資産除却費	11,948	11,786	83	11	67
(再)除却損	2,622	2,514	48	7	53
合計	241,106	209,832	2,255	322	28,697

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成25年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門				
		(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	O C U	その他	回線管理運営
資産の項目						
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	20,824	2,087	18,736	0
		減価償却累計額	17,662	1,921	15,741	0
		正味価額	3,161	166	2,995	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	7,827	1,812	3,267	2,748	
	減価償却累計額	6,940	1,341	3,041	2,558	
	正味価額	886	470	226	190	
無線機械設備	取得価額	4,064	3,663	0	401	
	減価償却累計額	3,525	3,166	0	359	
	正味価額	539	497	0	42	
電力設備	取得価額	7,146	3,260	3,508	379	
	減価償却累計額	6,039	2,755	2,964	320	
	正味価額	1,107	505	543	59	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	77	66	10	1	
	減価償却累計額	72	62	10	1	
	正味価額	5	4	1	0	
空中線設備	取得価額	225	225	0	0	
	減価償却累計額	144	144	0	0	
	正味価額	81	81	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,619,167	2,619,167	0	0
		減価償却累計額	2,201,660	2,201,660	0	0
		正味価額	417,507	417,507	0	0
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,533,982	1,533,982	0	0	
	減価償却累計額	1,230,617	1,230,617	0	0	
	正味価額	303,365	303,365	0	0	
海底線設備	取得価額	4,376	4,376	0	0	
	減価償却累計額	4,144	4,144	0	0	
	正味価額	232	232	0	0	
建物	取得価額	96,435	84,048	5,644	573	
	減価償却累計額	70,624	61,628	4,206	429	
	正味価額	25,811	22,420	1,439	144	
構築物	取得価額	8,090	7,070	462	50	
	減価償却累計額	6,839	5,977	391	43	
	正味価額	1,250	1,093	71	8	
機械及び装置	取得価額	2,683	2,398	19	3	
	減価償却累計額	2,286	2,027	16	3	
	正味価額	397	371	3	0	
車両及び船舶	取得価額	312	301	2	9	
	減価償却累計額	253	244	2	0	
	正味価額	59	57	0	2	
工具、器具及び備品	取得価額	21,725	13,761	305	27	
	減価償却累計額	17,674	11,258	234	22	
	正味価額	4,052	2,503	71	5	
リース資産	取得価額	103	96	1	0	
	減価償却累計額	69	63	0	0	
	正味価額	35	33	0	0	
土地	取得価額	13,804	11,901	619	70	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	13,804	11,901	619	70	
建設仮勘定	取得価額	8,692	8,655	33	4	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	8,692	8,655	33	4	
無形固定資産	取得価額	159,171	95,747	977	72	
	減価償却累計額	132,464	78,720	874	61	
	正味価額	26,707	17,027	103	11	
合計	取得価額	4,508,701	4,392,613	33,584	4,329	
	減価償却累計額	3,701,014	3,605,726	27,479	3,796	
	正味価額	807,687	786,887	6,104	533	